

デジタル専門人材派遣について (参考資料編)

令和7年9月

内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
内閣府 地方創生推進室

デジタル専門人材派遣制度のよくある質問(1/2)

デジタル専門人材派遣制度について、よくある質問は以下の通りです

Q 協力企業に登録するための要件はありますか。

A 企業派遣型は原則として「デジタル関連業務における自治体との取引実績を有していること」が要件となります。人材紹介型は「外部DX人材の保有人数」など複数の要件がありますので、詳しくは事務局までお問い合わせください。

Q 派遣者は具体的に何をしますか？

A 自治体におけるDX計画の策定、行政内部や地域でのデジタル化事業の推進など多岐にわたります。派遣者の具体的な業務は、マッチング協議によってすり合わせを行っていただきます。

Q 派遣者の給与は企業と自治体どちらが負担しますか？

A 企業派遣型における派遣者の給与は、企業と自治体とのマッチング協議によって決定していただきます。給与水準も同様に協議によって決定いただきますが、派遣者が原則として自治体職員の身分を有することになるため、派遣先自治体の規定によって定められた額の支給が想定されます。(※1)
また、人材紹介型における派遣者の受け入れ費用やDX人材紹介企業に支払う手数料等はすべて自治体の負担となります。(※2)

※1 派遣前の給与水準と乖離がある場合、差分を企業側で負担いただいている例もあります。

※2 デジタル専門人材派遣制度で活用可能な支援措置については、本資料の5Pをご覧ください。

デジタル専門人材派遣制度のよくある質問(2/2)

デジタル専門人材派遣制度について、よくある質問は以下の通りです

Q 非常勤、常勤等は選択可能でしょうか？

A 選択可能です。協力企業に登録いただく際にお知らせください。
非常勤、常勤どちらでも派遣可能な場合は、市町村との協議によって決定していただきます。

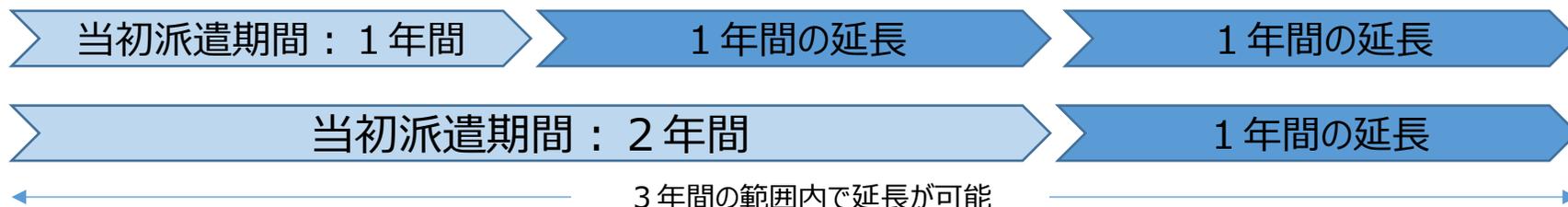
Q マッチング協議の過程で受入れポストを変更することは可能でしょうか？

A 可能です。

Q 派遣期間の延長は可能でしょうか？また、延長は2回目の派遣に該当しますか。

A 3年間の範囲内で派遣期間の延長が可能です。期間を延長する場合は派遣元企業（人材紹介型の場合はDX人材紹介企業）、派遣者の合意を得たうえで事務局までご連絡ください。
なお、延長は当該派遣の延長であり、2回目の派遣には該当しないため協議は不要となります。

【派遣期間延長の例】



デジタル専門人材の受け入れポイント（自治体側）

- **派遣を受け入れる自治体**において以下のポイントを事前に抑えることで、**デジタル人材の効果を最大化**することに繋がるため、**可能な限り※ご対応を検討**願います（※全てが対応必須というわけではありません）。

- 1 派遣者に求める要件の明確化**
→派遣者が取り組むべき事業やプロジェクトを明確化（例：地域DX計画の策定及びサービス選定等）
- 2 自治体内部の意識醸成**
→庁内職員への事前研修等により、地域のデジタル化に向けた基礎知識や必要性を意識づけ
- 3 支援体制の整備**
→デジタル推進WG(全庁横断)の事前設立や、意欲ある職員を派遣者のサポートにつける等の体制を整備
- 4 派遣者への適切な権限付与**
→全庁横断的に動ける役職や一定の権限を付与することで、庁内全体での効果的なDX推進を実現
- 5 予算の確保**
→派遣者が取り組む事業を実施・実現するための予算確保に向けた協力が必要(首長や財政部局の理解)
- 6 調達制限の明確化**
→派遣元企業に対して調達制限が発生する場合の条件を確認(ルールがない場合、調達条件すり合わせ)

デジタル専門人材派遣制度の主なメリット（民間企業側）

➤ 派遣する民間企業にも**様々なメリット**があります（当該自治体もプロジェクト推進や組織活性化等の効果あり）

1

地域の抱える課題の把握

→地域に身を置いて課題解決に臨むことで、地域がどのような課題を抱えているかを具体的に把握

2

自治体業務プロセスの把握

→予算化、議会、補助金申請、入札、業務執行の流れなど自治体業務の流れを把握

3

新たなスキルの向上

→計画策定やデジタルサービス全般の知識等、派遣先で必要とされる業務に従事することで体得

4

新たなリレーションの構築

→派遣先の首長、職員はもちろんのこと、他自治体への派遣者、地域のステークホルダー等と人脈形成可能

5

自社サービスのマーケティング、改善点の可視化

→実際に地域や自治体の課題を把握することで、自社のサービスの優位性や課題感を具体的に把握

7. デジタル専門人材派遣制度で活用可能な支援措置

	種類	主管	内容/主な条件	金額	活用可否		備考
					都道府県	市区町村	
1	都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に係る普通交付税措置	総務省	都道府県が常勤職員として自治体DXアクセラレータ(※)を確保した場合、当該職員の人件費について、職員数に応じて普通交付税措置 ※一定の実務経験・スキルを持ち、市町村DX支援業務を主たる業務として実施する職員。	一人当たり780万円程度	○	×	
2	都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に係る特別交付税措置		都道府県等による市町村支援のための非常勤職員等の確保に要する人件費、委託費等について特別交付税措置	措置率0.7	○	△ (一定の要件を満たす場合)	
3	地域活性化起業人制度		三大都市圏外の市町村(※)が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を受け入れ、そのノウハウなどを活かしながら地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置 ※三大都市圏内の条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村、及び人口減少率が高い市町村を含む	人材の受入に要する経費 上限額 年間590万円/人等	×	△ (三大都市圏外の市町村が対象)	人材紹介型の場合は原則活用不可 (派遣元企業との協定締結が必要のため)
4	新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)	内閣府	当該交付金の対象となるプロジェクトの推進に必要な人材の確保に要する費用であること	プロジェクトの内容に応じて審査	○	○	

地域活性化起業人

- ① 企業派遣型 (H26～)
- ② 副業型 (R6～) / シニア型 (R7～)

※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型/シニア型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

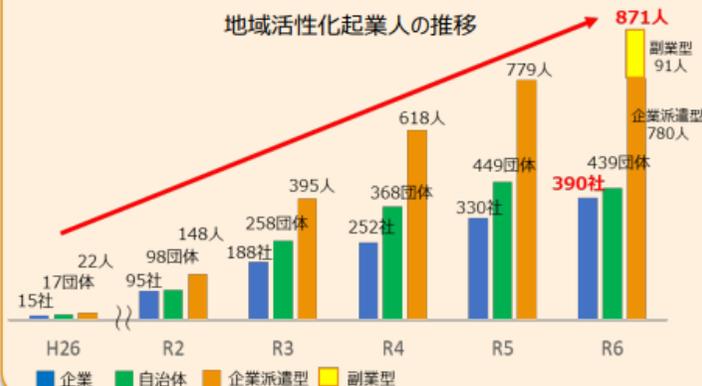
地方公共団体

(対象：1,433市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）
（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

地域活性化起業人の推移



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域製品の開発 等

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
・自治体と**企業**が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**上限590万円/人**）※R7年度から引き上げ
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型/シニア型（退職した個人）】

- 要件
・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

社員（個人）

都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に係る普通交付税措置

○ 小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が難しい中で、令和7年度中に都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プール機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

○ デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員※について、普通交付税措置

	現 行	令和7年度～
常勤職員 (アクセラレータ※)	特別交付税 (措置率0.7)	普通交付税 単価780万円程度×人数
非常勤職員 業務委託		特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

※ 一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援

都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に係る特別交付税措置 【都道府県、市町村分】（R7拡充）

- デジタル人材が逼迫する中で、特に小規模市町村において人材確保が進んでいないこと等を踏まえ、都道府県等が市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る特別交付税措置を講ずる（令和5年度～令和11年度まで延長）。
- 令和7年度から、一定の実務経験・スキルを持ち合わせた人材を「総務省 自治体DXアクセラレータ」（以下、「アクセラレータ」という。）に任命し、アクセラレータのうち常勤職員については、普通交付税措置を講ずることとした。
- これに伴い、特別交付税措置の対象について、普通交付税措置の対象経費を除くとともに、非常勤職員もアクセラレータに限定。

概要

対象団体	対象経費	措置額	対象経費の上限額	対象期間
都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援のためのデジタル人材確保に要する非常勤職員等の人件費、民間事業者への委託費、募集経費等 ○ 上記の経費の一部につき市町村の負担金が生じる場合の当該負担金 	対象経費の合計額に0.7を乗じて得た額	人件費相当額： 2,000万円/人 募集経費： 100万円/団体 →300万円/団体	R11年度まで

市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画等の策定・見直し案の作成
- ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
- ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
- ・ データ利活用に関する助言
- ・ 人材育成（研修企画・講師等）
- ・ セキュリティ研修・監査支援 等

（職員として採用する場合）



拡充期間は
令和9年度まで

※県が事業者へ人材の派遣を委託することも可能

留意点

- 普通交付税措置の対象となる、常勤職員のアクセラレータの人件費については、対象外。
- 主な所掌事務が市町村支援業務でないデジタル人材に係る経費は、対象外。
- 民間事業者への委託の場合、デジタル人材の人件費以外（交通費、通信運搬費等）に要した経費は、対象外。
ただし、事業運営経費等のうち募集経費に相当する経費は、措置の対象。

<デジタル専門人材派遣制度についての問合せ>

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

／内閣府地方創生推進室

担当：山内、伊藤、滝野

電話：03-6257-3889 Eメール：mirai.7cs@cas.go.jp

<地方財政措置についての問合せ>

(地域活性化起業人制度)

総務省自治行政局地域自立応援課 担当：仁木、大城、谷地

電話：03-5253-5392 Eメール：chiikikasseika1@soumu.go.jp

(都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保)

総務省自治行政局地域情報化企画室 担当：椎葉、渡邊

電話：03-5253-5525 Eメール：tiikijouhou@soumu.go.jp